

# アイエム ニュース!!

第55号

2020.2.10

発行

## 【記事の内容】

### 医業経営

認定医療法人制度(出資持分対策)の存続

### 税 務

令和元年分の所得税確定申告の留意点

### 労務管理①

『これからの全世代型社会保障について』

### 労務管理②

『育児休業中に出勤した場合の育児休業給付金の取扱』

### 保険・資産運用

「デジタル遺品」の問題点と対策②

### リスクマネジメント

～あつて良かった「所得補償保険」物語～

### 〈ご案内〉

○よろず相談のご案内

医業経営のご相談は、(有)アイエムが承ります



有限会社 アイエム (石川県医師会関連団体)

金沢市鞍月東2丁目48番地(石川県医師会・日赤共同ビル) TEL:076-239-3820 FAX:076-239-3821

詳しくは(有)アイエムのホームページをご覧ください。 <http://www.im-med.co.jp/>

# 認定医療法人制度(出資持分対策)の存続

持分あり医療法人の出資者が持つ出資持分（個人財産）に係る相続等の対策として持分なし医療法人へ非課税で移行する場合の方法として、いわゆる認定医療法人制度（以下：「本制度」）があります。

本制度は、平成29年10月1日から令和2年9月30日の間に厚生労働省から認定を受けた法人が、贈与税及び相続税の納税猶予及び免除を受ける可能性がある制度です。

贈与税等の納税猶予と持分なし医療法人への移行後の納税免除の制度であることから、税制にも本制度は明記されています。期限切れが近づき、本制度が存続するか否かとそれに伴う対応について、多くの医療法人様からご相談を頂きました。

結果として令和2年度税制改正大綱（令和元年12月20日閣議決定：以下「大綱」）において、「医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長」と題して“**適用期限を3年延長**する”と記載されました。

大綱はあくまで改正骨子であり、今後2月に通常国会へ上程され、3月末までに可決され、4月1日施行されるまでは確定とは言い難いため、今年度末までは様子を見て頂く必要はあります。

持分を含む相続対策は重要な一方で検討や意思決定等に時間を要する為、本制度活用の是非は、本制度に精通した専門家をまじえて検討されることをおすすめします。

## 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長

(相続税、贈与税)

### 1. 大綱の概要

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限を3年延長する。

### 2. 制度の内容

持分あり医療法人 → 大臣認定 → 持分なし医療法人



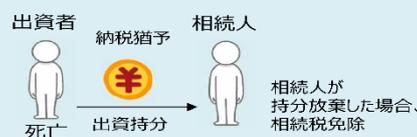
#### 【認定要件】

- ・ 社員総会の議決があること
- ・ 移行計画が有効かつ適切であること
- ・ 移行計画期間が3年以内であること
- ・ 法人関係者に利益供与しないこと
- ・ 役員報酬について不当に高額にならないよう定めていること
- ・ 社会保険診療に係る収入が全収入の80%を超えていること

ただし、持分なし医療法人へ移行後6年を経過する日までの間に、認定要件を満たさなくなったときは、認定を取り消す。

#### 【認定医療法人のメリット】

##### ① 相続税の納税猶予



##### ② 出資者間の贈与税の納税猶予



##### ③ 医療法人への贈与税の納税猶予



4

(厚生労働省「令和2年度税制改正の概要」より抜粋)

### 医業経営



税理士法人 ノチデ会計  
代表税理士 後出雅敏

#### \*会社紹介\*

税理士法人・医業経営コンサルティング会社・社会保険労務士事務所など各分野のプロフェッショナルをもつ、医業経営の総合支援グループ。顧問先の多数を占める医業分野には特に力を注いでおり、病医院側の状況に応じてオーダーメイドで特に以下の業務を中心に支援を行う。  
持分なし医療法人への移行支援、診療・介護報酬等相談、職員が満足する給与・人事評価制度等構築支援、病医院建替え支援、医療法人及びMS法人設立・運営支援、新規開業及び承継開業支援、病床再編、後継者の意思決定・養成支援、M&A支援  
URL [http://nochide\\_kaikei.tkcfnf.com](http://nochide_kaikei.tkcfnf.com)

# 令和元年分の所得税確定申告の留意点

今回は所得税確定申告について、税務署から是正の連絡を受けやすい申告誤りをいくつかご紹介します。

## 1. 配偶者や扶養親族の所得要件

特に、ご子息（ご息女）の年収合計が103万円を超えるケースにご留意ください。

## 2. ふるさと納税返礼品

ふるさと納税の返礼品は、一時所得として課税対象となります。特に、返戻率の高い自治体への高額ふるさと納税にご留意ください。

## 3. 保険の満期金、解約返戻金等

生命保険会社からの満期金や解約返戻金がある場合に、ご留意ください。

## 4. 国外財産

特に、国外に口座のある預金利子などが、申告漏れになりやすいです。

## 5. 還付加算金

過年分の確定申告で所得税の還付を受けた際に、利子相当分として『還付加算金』をあわせて受け取る場合があります。還付加算金は受け取った年分の雑所得として、課税対象となります。

なお、消費税の納税義務者である場合には、原則、令和元年10月1日以後の取引について、消費税率ごとに経理をする、“区分経理”が求められています。所得税とあわせてこちらもご留意ください。

令和元年分の所得税及び消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の確定申告に係る法定納期限及び口座振替日は、次のとおりです。期限内の納付あるいは振替口座の残高確認を忘れないようにしましょう。

	法定納期限	口座振替日
所得税	令和2年3月16日（月）	令和2年4月21日（火）
消費税*	令和2年3月31日（火）	令和2年4月23日（木）

（※）課税期間の特例適用者は、特例期間に応じた法定納期限・振替日あり

### 税務・会計

木村経営ブレイングループ  
代表 木村 岳二



### \*会社紹介\*

昭和50年（1975年）木村光雄税理士事務所として創業。平成26年（2014年）、税理士法人木村経営ブレインとして法人化。40年以上の歴史の中で、基本業務の月次会計監査・税務申告に加え、お客様の事業環境変化に対応するため、業務の幅を拡げてきた。昭和57年（1982年）、株式会社木村経営ブレインを設立して以来、医業経営、相続資産対策に特化。平成4年（1992年）、株式会社木村事業承継ブレインを設立し、合併分割などの組織再編、M&Aまで行い、40名規模のグループに至る。（公社）日本医業経営コンサルタント協会の認定登録医業経営コンサルタント7名在籍。URL <http://www.kkb-jp.com/>

## 『これからの全世代型社会保障について』

昨年のことですが、「老後資金2,000万円」が話題になりました。金融庁が昨年6月に公表した報告書の内容で、老後の生活には、2,000万円が不足するということが世間的に大きく取り上げられたわけですが、ある調査によると最近の60歳になる人の4人に1人は貯蓄ゼロということだそうです。そういうことになると、これからは健康なうちは働き続けることが必要だし、そして年金制度に頼らざるをえないことも現実でしょう。しかし、アメリカの会社がまとめた2019年度の年金制度の国際ランキングによると、日本の年金制度は先進国を中心とする37の国と地域のうち31位だったと発表されています。政府の債務の多さや私的年金の加入を強制していない点などにより「持続性」が低いと評価されたためです。

学習院大学教授の鈴木亘先生が新聞に社会保障についての記事を載せていました。それによると、昨年の9月に社会保障改革を集中的に議論するため政府の「全世代型社会保障検討会議」が立ち上げられました。この検討会議では社会保障の給付と負担だけの議論ではなくて、社会保障を支えるには経済成長が必要という認識に基づいた改革を目指していて、70歳までの就業機会の確保、兼業・副業できる環境整備、年金受給開始年齢の選択肢拡大などが話し合われたところです。

日本の社会保障の最大の問題点は、年金、医療、介護といった各制度が社会保険方式をとっているにもかかわらず保険料収入を大幅に上回る給付を続けていることです。その差の赤字額は、毎年50兆円にも及んでいて、その赤字額は全額を税金で補填しています。当然、それは税収で賄いきれず財政赤字として国の借金になっています。日本の政府債務は、約1,100兆円に達していて先進国の中で最悪と言われていますが、その最大の原因は社会保障の赤字にあります。日本の対外債務が非常に少ないことや海外資産が多いことなどから日本経済は破綻しないとも言われていますが、現在の社会保障制度が、毎年約50兆円もの赤字を出している現状をそのままにしておくことはできないのではないのでしょうか。

今回の検討会議の名前につけられている「全世代型」ということの意味ですが、若者向けの給付を増やすということだけではなくて、世代間格差を是正することにあります。いくら幼児教育が無償化されても将来それを上回る負担増が押しつけられたり、受け取る年金額が減らされたりされるなら全く意味がないことになります。

また、今回の検討会議では、年金財政の議論は含まれていません。昨年、年金の健康診断といわれる財政検証が公表されているために政府は問題なしとしているからのようです。財政検証では、年金制度の100年安心が確保されたとするケースがいくつか公表されています。そのケースにおいては、運用利回りが経済成長率を2%以上も上回る想定になっていますが、運用利回りと国債の金利は長期的にあまりかい離しないものなので、国債の金利が経済成長率を上回り続けるとしたら、巨額の債務を抱える政府は、税収が金利支払いに追いつかず、理屈上、財政破綻にしてしまうことになります。日本は経済成長が必要なのに、経済成長をしすぎると国債の利払いができず財政が破綻してしまうという結果になるということです。

年金財政が厳しい状態にあることは、政府の長期見通しが立てられているためよくわかります。しかし、残りふたつの医療や介護は、年金よりもはるかに給付の伸びが高いにもかかわらず全く先が見えていないのが現状ではないのでしょうか。年金は受け取りを我慢することは可能だとは思いますが、医療は出来ません。病気で苦しんでいる人をそのままにしておくことなんて出来ないからです。医療や介護についても、年金と同じように「見える化」することが急務です。もう私たちの子どもや孫へのツケ回しは許されないところにきているようです。そして、新たな財源の準備も併せて行う必要があります。

### 労務管理



#### \*会社紹介\*

私共の事務所は、複雑化する労務の問題を経営者と一緒で解決していくという考え方に立っています。使用者と労働者の関係が複雑化する中で、少しでも経営者のお役に立てるようあらゆる面でのサポートを心がけており、よりよい職場環境作りのお手伝いをさせていただきます。

# 『育児休業中に出勤した場合の育児休業給付金の取扱い』



シフトに入っていた職員から「急用ができたので休みたい」と突然連絡がありました。他の職員も手配できず困っていたところ、育児休業中の職員が、子どもを実家に預けて出勤できることがわかりました。現在育児休業中ですが、この職員に出勤してもらうことは可能でしょうか。また、その場合、育児休業給付金の取扱いはどうなるのでしょうか？



育児休業中であっても、労使の話し合いにより、子どもの養育をする必要がない期間に、一時的・臨時的に働かせることは可能です。また、それが1ヶ月に10日（10日を超える場合は就業時間が80時間）以下であれば、引き続き育児休業給付金が支給されます。

## 詳細解説：

### 1. 育児休業中に働かせることができるか

育児休業とは、子どもの養育をするために一定の期間休業する制度であるため、あらかじめ決められた日に働いたり、毎週特定の曜日や時間に働くといった、恒常的・定期的な労働を行うと、育児休業をしていない、もしくは復職したとみなされてしまう可能性があります。



しかし、災害等で出勤できない職員が発生したり、突発的に発生した事態に対応するため、育児休業をしている職員が臨時の業務を行う場合など、一時的・臨時的であって、その後も育児休業が途切れないということが明らかであれば、労使の話し合いにより、子どもの養育をする必要がないときに働かせることは可能です。

### 2. 育児休業給付金の取扱い

雇用保険の被保険者である職員が育児休業を取得する場合、一定の要件に該当すると、

育児休業給付金が支給されます。育児休業給付金は、育児休業を開始した日から起算した1ヶ月ごとの期間（以下「支給単位期間」という）ごとに支給申請しますが、このとき働いた日数や時間数が、支給単位期間中に10日以下、10日を超える場合でも就業時間が80時間以下であれば、調整されずに支給されます。ただし、支給単位期間に支払われた賃金額によっては、減額されたり、不支給となる場合があります。

育児休業中の職員は、子育てに対する考え方や家族のサポート状況など、個人によって大きく事情が異なります。今回のように、急な出勤要請に応じてくれると、事業所としては助かりますが、それが恒常的・定期的になると、そもそも育児休業中ということにならず、育児休業給付金が不支給になったり、支給終了となってしまいう可能性があります。育児休業中の職員を働かせる際には、一時的・臨時的な業務に限定し、労働日数や時間数にも留意するようにしましょう。

## 労務管理



### \*会社紹介\*

私共の事務所は、経営者の方のガイドとなる社会保険労務士でありたいと考えております。周りで起きていることを正確にお客様にお伝えし、ともに悩み、お客様が目指すビジョンの実現のために並走し、必要なサポートをさせていただきます。

## 「デジタル遺品」の問題点と対策②

前回に引き続き、今回もデジタル遺品の問題点と対策について考えてみたいと思います。

### ■本人しか知りえない情報を遺族が知るのはむずかしい

- そもそもIDやパスワードが分からずにロックが解除できない
- 解除できたとしても、どこで取引しているのかの確認が大変
- 取引している先を見つけても、ログインするIDやパスワードが分からない

など多くの難関が待ち受けています。

特に、金融機関取引では、取引している事実が相続手続きの後に分かった場合、相続人でその遺産の分割を行う必要がありますし、気づかないままであればその遺産を手にする事ができないリスクがあります。

また、そもそも、パソコンやスマートフォンのロック解除ができない場合は、専門の業者に依頼し、IDとパスワードを解析してもらうしかありません。スマートフォンなどの契約者を変更したとしても、契約先はIDやパスワードを覚えてくれないからです。

### ■利用している先やID等の探し方

- ブラウザのブックマーク（お気に入り）や履歴、メールの履歴、SNSやブログなどに残っている情報、保存しているデータなど
- IDやパスワードはメールの履歴に残っていることがあるため、そこから確認をしていきます。  
分からない場合には、故人の友人などから、ネット銀行やネット証券と取引している話を聞いたことがないか、SNSやブログなどをやっていたのかを知っているか、やり取りしているメールを知っているかなど、リサーチしていかなければなりません。

### ■対策…どのような情報を残すとよいか

情報の残し方としては、持っている機器とその契約先、データ名と保存先、インターネットの利用先URLや利用目的などをわかるようにしておきます。例えば、

- 持っている機器はノートパソコン、モバイルパソコン、スマートフォンの3つ。
- 契約先は、パソコンのインターネット回線はA社、スマートフォンはB社。
- 写真の保存先は、パソコンのピクチャー内とスマートフォン内、
- 家族に伝えたい情報はデスクトップの「家族へ」フォルダ。
- 普段利用しているメールアドレスはaaa@bbb.jp、フリーメールは5555@cmil.comなどです。
- インターネットの利用先は、URL、アカウントやID、パスワードのヒントなどを表にして残しておきます。  
クラウドサービス、自分のホームページ、SNS、ショッピングサイト、クレジット会社、ネット証券、定期購入しているサイト、会員登録をしていて銀行口座引き落としやクレジット決済をしているところなど多岐にわたりますので、放置してはいけないものを中心に家族へ情報を残します。

パスワードは別の用紙に書いておき、照合すればわかるようにしておきます。情報流出や情報搾取などの危険性があるため、データ内にすべて残すのは危険だからです。

IDやパスワードは、時間が経過すればするほど、本人が忘れてしまう可能性が高くなります。

特に、生体認証でロック解除ができる場合には、サブのパスワードやコードなどを本人も忘れていたことがあるため、本人以外がロックを解除するのは難しいものです。情報は早めに残しておく必要があります。

### ■対策…本人や遺族へのアドバイス

本人の死後は、通信契約を早めに解約してしまうと、その機器や回線が使えなくなるため、一定期間は利用できる状態を保たなければなりません。その間の費用負担もありますから、負担なく遺族が把握できるようにしておいてもらう必要性を本人に理解してもらう必要があります。

- 本人へのアドバイスとしては、
  - ・遺族がなぜデジタル遺品で困るのか
  - ・利用状況や取引がわかる一覧表の作成
  - ・中身を見ないで処分は難しいため、見られる前提での利用
  - ・処分してほしいデータは外付け機器等へ保存
  - ・自動バックアップや一時フォルダ、ブックマークや履歴など残っているデータの管理
- 遺族へのアドバイスとしては、
  - ・気づかない財産や解約が必要な案件を把握するためにデータ確認が必要な場合がある
  - ・データ確認により、知りたくなかった情報を知る可能性がある
  - ・IDやパスワードが分からない場合は、専門業者で解読可能な場合がある
  - ・デジタル関連の契約はすぐに解約せず一定期間利用できる状態を保持しておく

といった内容がポイントになると思います。

今後さらに、相続においてデジタル遺品問題が出てくると思われます。メインとなる遺産に目が行きがちですが、デジタル情報で家族が困る可能性があることや、どのような対策を行っておけばよいのかなどを意識しておかねばならない時代になってきていると思います。

保険・  
資産運用

株式会社  
リスクマネジメント・ラボラトリー  
金沢支店 原 勝 志



#### \*会社紹介\*

平成12年5月設立、本支店23拠点。全国34都道府県（北陸3県含む）の医師会・医師協同組合と連携し、医療機関経営という観点から、セミナー活動、情報提供、個別相談などを行っている。主な業務は、生命保険・損害保険の募集に関する業務、ファイナンシャルプランニング業務、資産計画の企画立案に関する業務、経営に関する講習会の開催に関する業務、企業の販売活動に関する人材育成のための教育及び育成業務など。  
URL <http://www.rml.co.jp>

## ～あって良かった「所得補償保険」物語～

開業10年を迎えたある内科医のA先生(50歳)。年間9,000万円程度の売上高がありますが、今回、人間ドックで大腸がんと診断されてしまいました。手術後に退院し、復帰するまで約3か月はかかるとのことで、先生やご家族、スタッフにも相当とまどいがありました。幸いにも「所得補償保険」に加入されていたようです。退院後の先生とご家族の話を聞いてみましょう。

※以下の話は、一例であり、実際のお支払内容とは異なる場合がございます。



いや～、今回の件は、本当に大変だったよ。「所得補償保険」に入っていて、本当に良かった。まさかこんなことになるとはね・・・



もしも「所得補償保険」に入っていなければ、貯金を切り崩したり、生命保険の解約をして、子供の医学部の進学費用に手を付けるところだった。借入金を見込んで減収しているとローンの審査も心配だったよ。



休業期間中は、自分の闘病や、うちに通っている患者さんのこととか、色々辛いことがあったけど、金銭面の心配がなく、家族やスタッフが安心して過ごせたことは、本当に「所得補償保険」のおかげだったな。



そうよね。一番心配だったのが、あなたの休診中に収入が減少することだったけど、従業員給与や医療機器のリース代、生活費などが賄えてとても助かったわ。代診医の先生にお支払する費用も保険金から出せて、とても助かったわ。



でも、今後の抗がん剤治療もまだあるし、「加入口数」をもっと増やしておけば良かったわね。途中変更もできたみたいだけど、詳しく話を聞いておけば良かったわ。



ええ、万が一の死亡に備えた生命保険も入院費用を賄う医療保険も大事だけど、休業時には、やっぱり「所得補償保険」に入っていて良かったわ。今度、奥様経営塾でご近所の奥様にお話ししようかしら。

### 団体所得補償保険の特色

- ① 団体契約の割引率は最高の30%を適用
- ② 入院での就業不能の場合は1日目から補償(免責なしタイプ加入の場合)
- ③ 万一、病気で補償を受け取られても通算1,000日まで安心して継続
- ④ 天災(地震等)が原因のおケガによる就業不能も補償
- ⑤ 精神障害(気分障害・統合失調症・神経衰弱・アルツハイマー・知的障害など)も補償
- ⑥ 保険期間中に保険金の請求がない場合は、保険料の20%をお返しします  
(中途脱退の場合、返戻金はありません)



### 営業コンサル



有限会社 アイエム  
担当 山下・伊登・村井

### \*会社紹介\*

当社は石川県医師会の関連団体として、昭和40年7月に設立し、数多くの会員の先生方にご加入をいただいております団体の「医師賠償責任保険」及び「所得補償保険」、その他損害保険、生命保険の代理店として、医師会の会員並びにご家族、従業員の方々へ保険の販売を行っております。

URL <http://www.im-med.co.jp/>

# よろず相談の ごあんない

石川県医師会会員の  
皆様へ

(有)アイエム・コンサルティングチームでは医師会会員の皆様に、より高付加価値の情報提供と経営の一助とすべく、専門的な経営諸問題の解決策を個別にご提供しております。ご相談をご希望の欄へチェックのうえ、どうぞお気軽にお申込みください。

↓ご希望の項目がございましたら、チェックボックスに✓印をつけてください。

Q. 次の項目に「病医院経営における問題」のうち、どの項目に関心がございましたか？

役員・従業員の退職金

- 規定の改定を個別に病医院の個性に合わせて作成します。
- 長期・短期の計画を適切に分析し対策を提案します。
- 今後の経営環境の変化とのマッチングを重要視し、適格なアドバイスを行います。

企業年金・個人年金

- 過去勤務債務の償却と対策をご提案します。
- 国の年金改革による企業負担予測と対策をアドバイスします。
- ドクターを取り巻く年金環境と最適な計画をアドバイスします。

医療法人の設立と解散

- 持分あり医療法人等の将来予測と現状の分析を行い、対策をご提案します。
- 一人医師法人の設立のメリット・デメリットを分析、アドバイスを行います。
- 一人医師法人の解散について最小の負担で行うためのアドバイスを行います。

相続・医業継承問題

- 出資持分評価とキャッシュフローの関係改善のご提案を行います。
- 長期・短期の計画を個別にご提案します。
- 贈与プランをドクターの個性に合わせてアドバイスします。

労務管理

- 古くなった就業規則を、最新の法改正に合うようにご提案します。
- 問題のある職員にどのように対応したらよいかアドバイスします。
- ドクターの年金相談いたします。現状を分析し、適切なアドバイスを行います。

資産管理

- ゼロ金利対策等、金融商品の的確な選択についてアドバイスします。
- 国内外の投資環境についてレクチャーします。
- ドクターを取巻く経済コストについて対策をアドバイスします。

リスクマネジメント  
生命保険の活用

- 医業経営や相続対策に必要な生命・損害保険をアドバイスいたします。
- 考えられるリスクを抽出し、ライフプランに合った保険を提案します。
- 時代にあった入院保険・年金保険をご案内いたします。

## 個人情報に関する取扱いについて

(有)アイエムは、個人情報保護の重要性に鑑み、また、弊社事業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法律・ガイドライン等を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

(有)アイエムが提携するコンサルティングメンバーがご相談に応じます。

「よろず相談」申込書    ご記入が済みましたら、この用紙をFAXにて返信してください。

貴病医院名： \_\_\_\_\_ ご担当者： \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_ FAX： \_\_\_\_\_ 役職： \_\_\_\_\_

ご住所： \_\_\_\_\_

メール： \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

ご希望日時： 第1希望 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 ~    ご相談場所 (○印)

第2希望 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 ~    クリニック ・ 自宅

第3希望 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 ~    アイエム会議室 (医師会館2F)